

モバイル市場の競争促進に向けた制度整備

2019年10月1日
総務省

目 次

1 モバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方

- (1) 電気通信事業法の一部を改正する法律について
- (2) モバイル市場の競争の促進
- (3) モバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方
- (4) 【参考】モバイル市場の変化

2 対象とする役務(移動電気通信役務の指定)

3 対象とする事業者(電気通信事業者の指定)

4 通信料金と端末代金の完全分離

- (1) 通信料金と端末代金の完全分離に関する措置(総論)
- (2) 通信料金を有利とすることの規律の概要
- (3) 通信料金を有利とすることの規律の適用の判断の方法
- (4) 端末代金の値引き等の規律の概要
- (5) 端末代金の値引き等の規律の利益の提供の形態
- (6) 値引き等の額を判断する基準となる額
- (7) 端末代金の値引き等の規律における「際する」
- (8) 端末代金の値引き等の規律における「約させる」
- (9) 端末代金の値引き等の規律の「条件」
- (10) 端末代金の値引き等の規律の「条件」と他の条件との関係
- (11) 端末代金の値引き等の規律の「条件」に該当しないもの
- (12) 端末代金の値引き等の規律において将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱い
- (13) 端末代金の値引き等の規律の例外
- (14) 新規契約を条件とする規律の概要
- (15) 利益の提供を行う場合の事業者と代理店との関係
- (16) 【参考】対照価格・利益の提供額の例

5 不当な囲い込みの禁止

- (1) 不当な囲い込みに関する措置(総論)
- (2) 違約金等の上限の概要
- (3) 期間拘束の有無による料金差等の概要
- (4) 更新を伴う契約が満たすべき要件の概要
- (5) 継続利用割引等の概要

6 その他

- (1) 1年以内の最低利用期間を伴う契約に係る特例
- (2) サービスごとの規律の適用時期
- (3) 施行日前にした契約の扱い等

7 参考

- (1) 携帯電話事業者に対する要請(6月20日)
- (2) 携帯電話事業者に対する要請(9月6日)
- (3) 改正法により講じた措置の評価・検証
- (4) 参考資料
- (5) 関係法令

モバイル市場の公正な競争環境の整備に 関する基本的考え方

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正（5月17日公布、10月1日施行）。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占（シェア9割）
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備。

代理店への届出制度の導入

■ 代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 代理店に届出制度を導入することで、代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数（2017年度）で見ると、「インターネット接続回線（FTTH含）」は3.3万件（3位）、「移動通信サービス」は2.4万件（8位）
（出典：全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET））

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

- 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
- モバイル市場の競争を促進するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状・課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く前提である利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害。

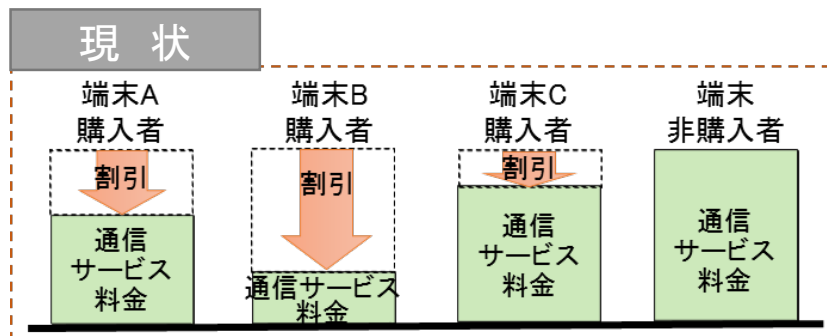
① 通信料金と端末代金の分離の不徹底

- 購入する端末により通信料金が異なる※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して事業者・サービスを比較することが困難。
- ※ 利用者間の不公平感も惹起。

② 行き過ぎた囲い込み

- 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、利用者を過度に囲い込み。

<想定される料金プランの見直しイメージ>



改正法による措置

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。

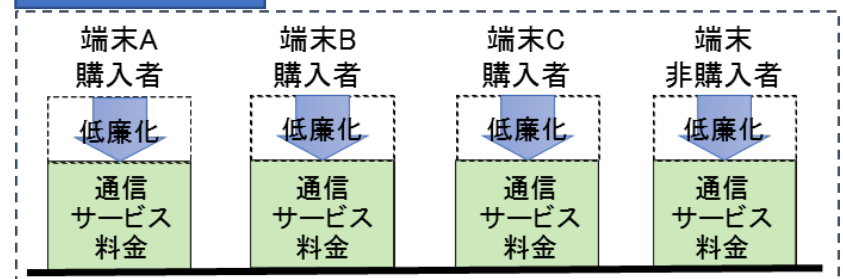
① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供※を約することを禁止。
- ※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。
- 通信料金単体での比較・競争を促進。

② 行き過ぎた囲い込みの禁止

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止。
- 利用者による自由な事業者乗換えを促進。
- 違反した場合は業務改善命令の対象

見直し後



- **事業者間の公正な競争の促進を図るための基本的なルール**として、事業者及び代理店が守るべき禁止事項等を定める。

→ これにより、利用者が自らのニーズに合致する事業者やサービスを適切かつ用意に選択できるようになること、事業者間の公平な競争がしっかりと行われるようになることを目指す。

対象とする役務

- 事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものを定める。

対象とする事業者

- 事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないシェアの小さいMVNOに限り限定的な範囲で除外。

通信と端末の完全分離

【通信料金】

- 端末の販売等に際する通信料金の割引を一律禁止

【端末代金】

- 通信契約の継続を条件とする端末代金の値引き等は一律禁止

☛ 潜脱が生じることのないよう措置

- 継続を条件としない端末の販売等における端末代金の値引き等は、一定の上限を規定

☛ 通信・端末の各市場での競争がより働くよう、端末の大幅な値引き等により事業者が利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することとし、当面端末の値引き等を厳しく制限

行き過ぎた囲い込み(不当な期間拘束)の禁止

- 現在のモバイル市場において行われている 不当な「縛り」である、長期間に渡る契約、違約金等が高い契約、期間拘束無しの契約との料金の差額が大きい契約、利用者の意思に反した自動更新などを禁止

☛ 利用者が事業者を自由に選択し、容易に変更することができるようにすることで事業者間の競争が促進

- 施行後毎年、これらの措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証

☛ 評価・検証の結果を踏まえ、改正法に基づく措置については、不断に規律の見直しを行う。

端末の値引きを制限しない場合

事業者が端末を大幅に値引き、利用者を誘引するビジネスモデルが継続

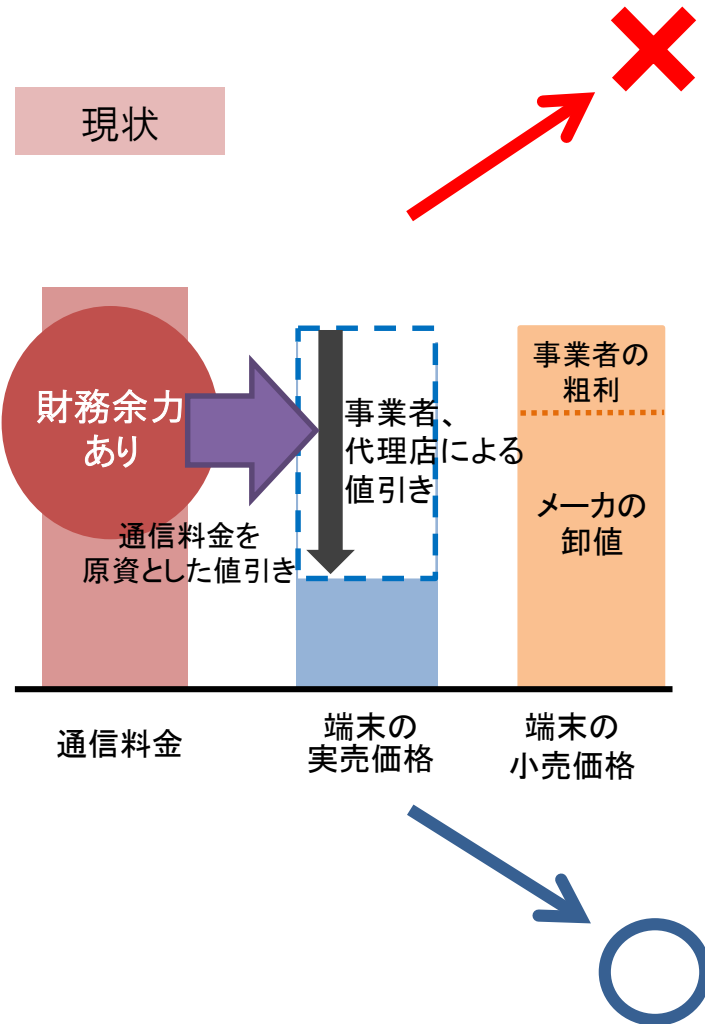
■通信料金

- ・競争が不十分のため、引下げ圧力が限定的
- ・通信料金の比較による競争が機能せず

■端末の価格

- ・端末の大幅値引きにより利用者を誘引
- ・通信料金を原資とした値引きを前提にするため、端末の定価が高止まり

現状



端末の値引きを制限する場合

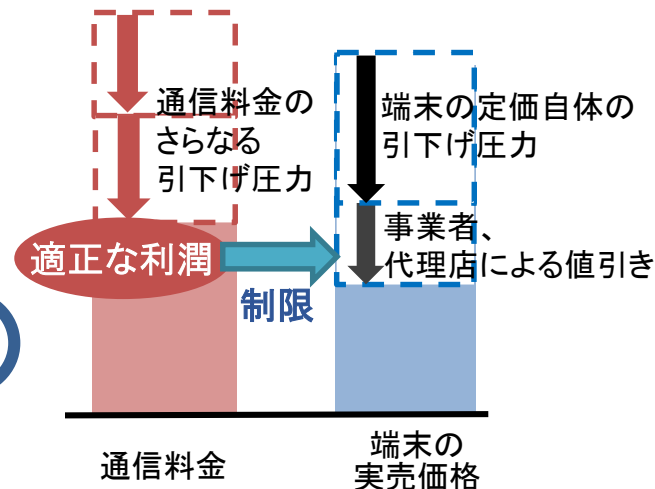
通信市場と端末市場の競争が促進

■通信料金

- ・端末の大幅値引きによる誘引が困難
 - 通信料金による競争の促進
 - 通信料金のさらなる引下げ圧力

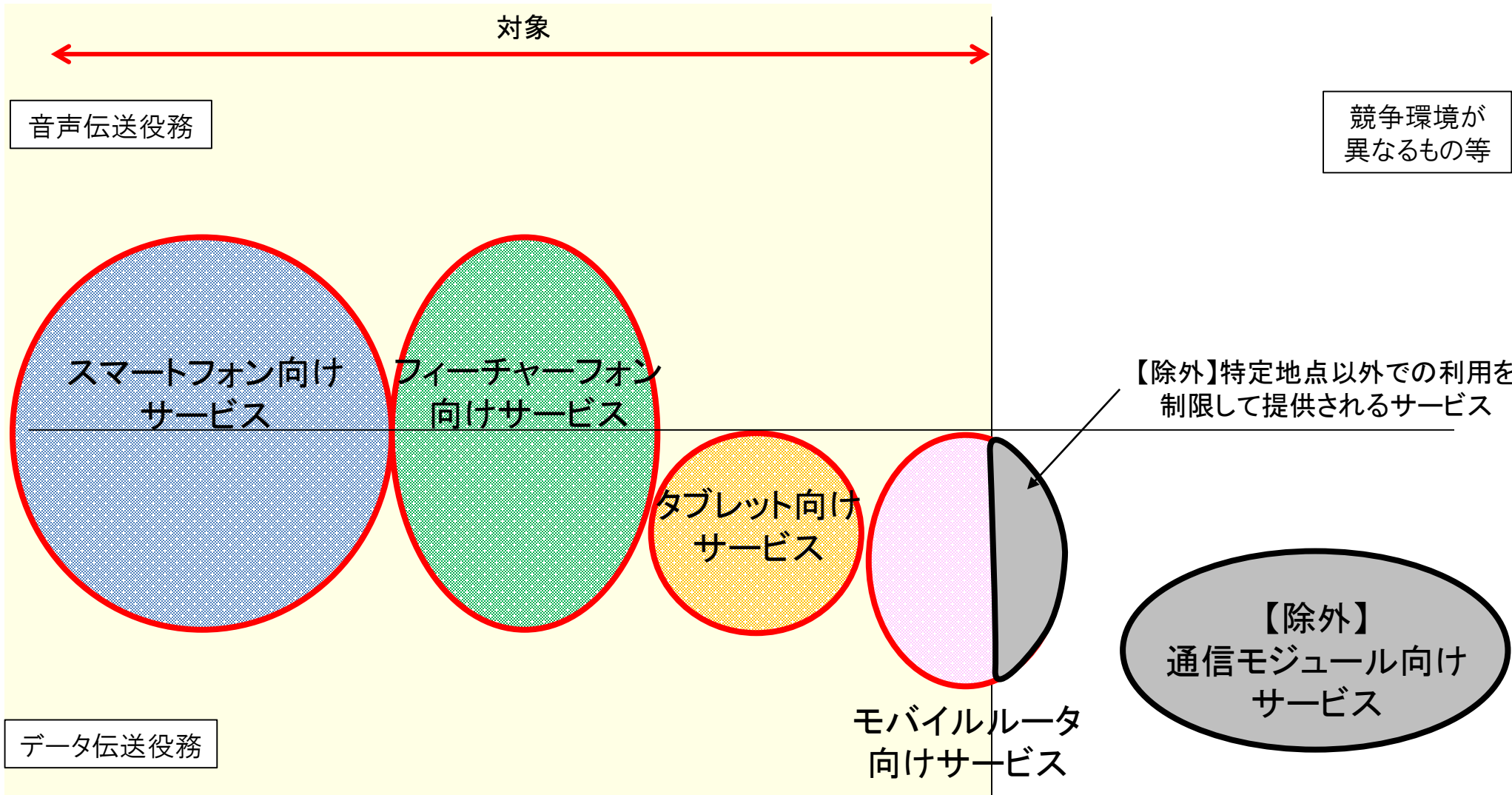
■端末の価格

- ・端末の大幅値引きが困難
 - 価格上昇による販売減を避けるため、メーカー卸値等の引下げ圧力
 - 端末の定価自体の引下げが進展



対象とする役務 (移動電気通信役務の指定)

携帯電話サービス＋全国BWAサービス



※ 上の図の対象部分に該当するサービスであっても、卸電気通信役務、法人に対して契約約款によらないで提供するものは対象外。

対象とする事業者 (電気通信事業者の指定)

MNO

MVNO

MNOの特定関係法人

その他

■ 全ての事業者

■ 全ての事業者

■ 移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超える者

・(株)NTTドコモ

・KDDI(株)

・沖縄セルラー電話(株)

・ソフトバンク(株)

・楽天モバイル(株)

・UQコミュニケーションズ(株)

・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
・エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ(株)
・(株)エヌ・ティ・ティネオメイト
・(株)エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
・(株)ドコモCS

・沖縄セルラーアグリ&マルシェ(株)
・UQモバイル沖縄(株)
・中部テレコミュニケーション(株)
・ビッグロブ(株)
・(株)ソラコム

・ヤフー(株)
・LINEモバイル(株)
・(株)ウィルコム沖縄
・汐留モバイル(株)
・SBパートナーズ(株)
・楽天コミュニケーションズ(株)

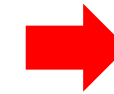
・(株)インターネットイニシアティブ
・(株)オプテージ

通信料金と端末代金の完全分離

約し、約させること
の扱い

通信料金

○ 端末を販売しない場合より有利にすること



一律禁止

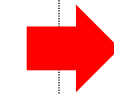
【法第27条の3第2項第1号】

**利益の提供を
一律禁止**

【法第27条の3第2項第1号、
施行規則第22条の2の16第1号】

2万円(税抜)又は端末の
価格から先行同型機種
の買取価格を減じて得た
額のいずれか低い額
を超える利益の提供
を禁止

【法第27条の3第2項第1号、
施行規則第22条の2の16第2号】



通信料金
以外
(端末代金
の値引き等)

通信役務の
継続利用を
求めるもの

- ・ 「通信役務の継続利用」「端末の購入等」
- ・ 「新規契約(継続利用を前提とするもの)」

通信役務の
利用を
求めるもの

- ・ 「通信役務の利用」「端末の購入等」
- ・ 「新規契約」

(利益の提供を行う際の条件)

端末の販売
等に際する
もの

通信料金

○ 新規契約をしない場合より有利とすること



改善命令の対象

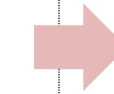
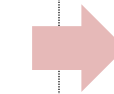
【法第29条第1項第5号】

**利益の提供等は
改善命令の対象**

【法第29条第1項第12号】

2万円(税抜)を超える利益
の提供等は改善命令の
対象

【法第29条第1項第12号】



通信料金
以外

継続利用を
求めるもの

- ・ 「新規契約(継続利用を前提とするもの)」

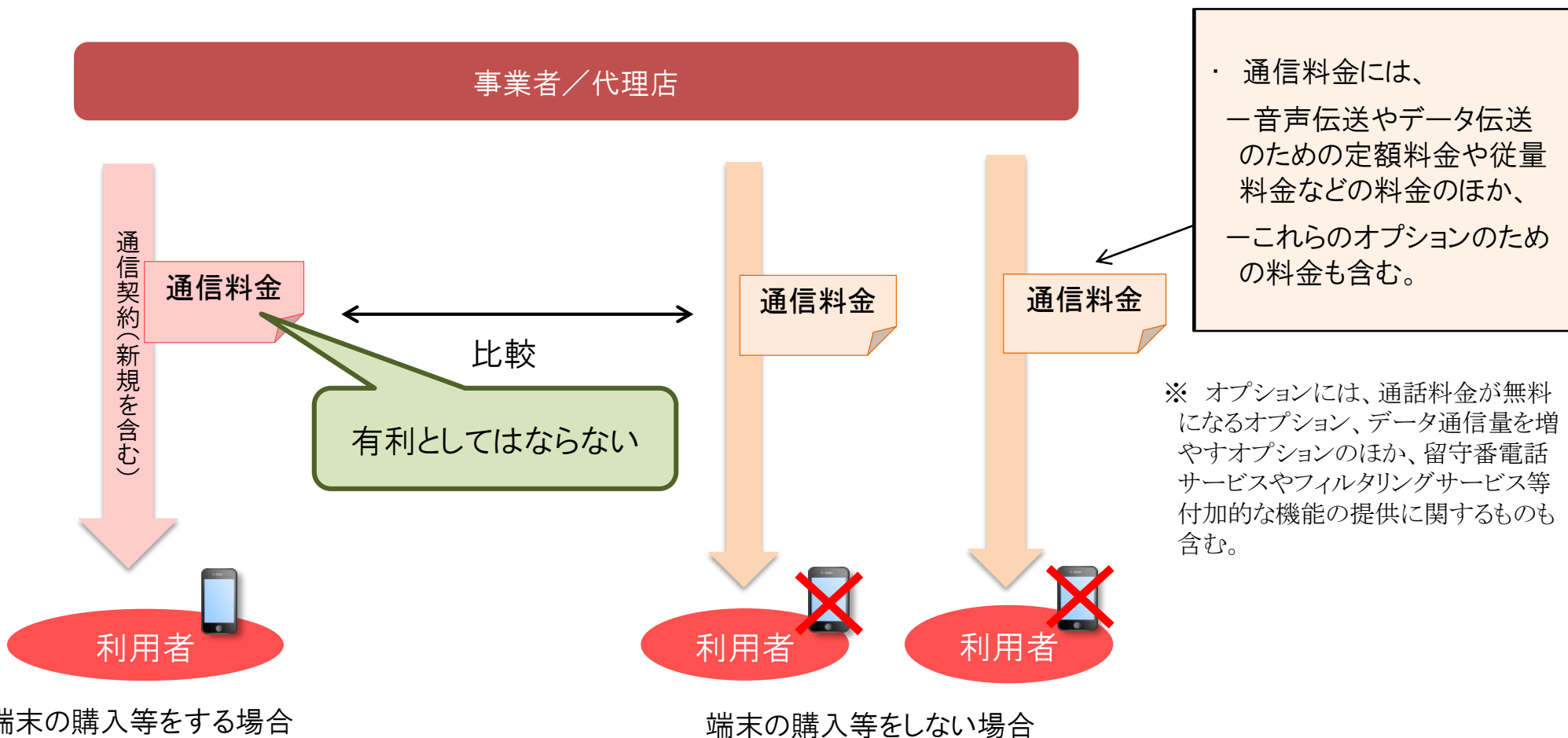
利用を
求めるもの

- ・ 「新規契約」

(利益の提供を行う際の条件)

上以外

- 端末の販売等に際し、端末の販売に関する契約を締結した利用者に対する通信料金を、当該契約を締結しない場合におけるものより、有利としてはならない。



- 「通信料金を有利にする」ことは、通信料金が通信役務の形態（音声伝送、データ伝送）、通信役務の形態に対応した端末の種別に応じて異なることを踏まえ、それらを加味した料金プランの区分及びその区分内における特定の端末の種別向けの小区分に基づいて判断する。

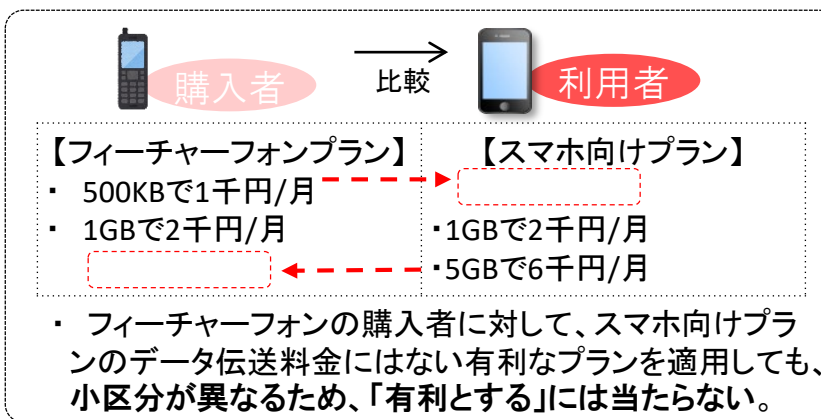
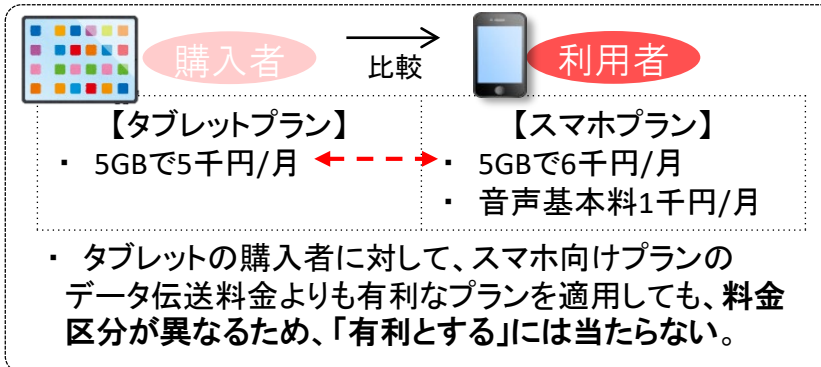
料金プランの区分・小区分の考え方

料金プランの区分

同一の料金プラン内の小区分

- 通信形態に応じた区分。
- 特定の端末の購入者に対して、料金プランの区分によって、異なる料金を適用することは「有利とする」には当たらない。
- 同一の料金プラン内における特定の端末の種別に応じた区分。
- 特定の端末の購入者に対して、小区分に応じて設定された料金を適用することは「有利とする」には当たらない。

□ 音声通信とデータ通信の両方を対象とするもの	・ スマートフォン ・ 5G対応スマートフォン ・ フィーチャーフォン
□ データ通信のみを対象とするもの	・ タブレット ・ モバイルルータ
□ 音声通信のみを対象とするもの	—
□ 特殊な形態に対応した料金プラン (子ども向けプランやプリペイドプランなど)	—



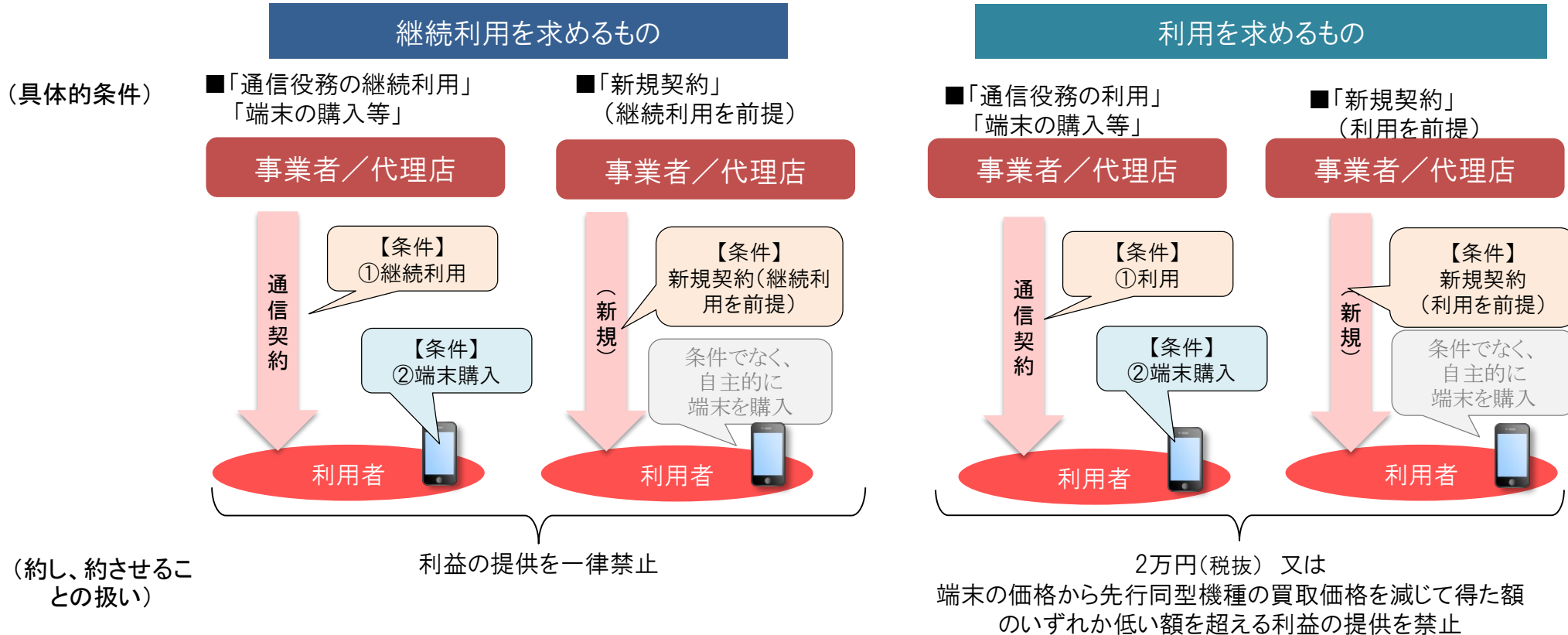
端末に着目しない割引等の扱い

- 社会的な属性や役務の性質など端末に着目しない割引等（例：年齢などの属性料金プラン）は「有利とする」に該当しない。

□ 端末の販売等に際し、セットで扱う通信役務に求める形態に応じて行う利益の提供について、次のとおりとする。

① 通信役務の継続利用を求めて行う利益の提供：一律禁止

② 通信役務の利用を求めて行う利益の提供：2万円(税抜)又は端末の価格から先行同型機種 of 買取り価格を減じて得た額のいずれか低い額を超える利益の提供を禁止



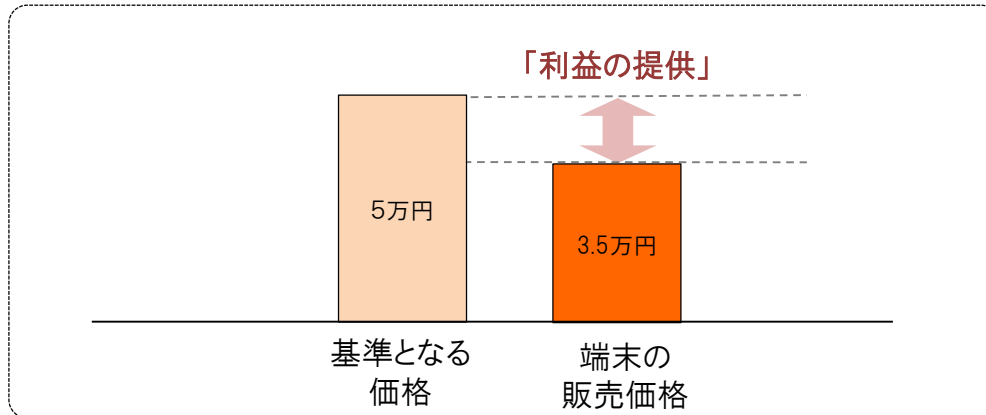
※1 「端末の購入等」について、「端末」は新品に限らず中古を含み、「購入等」は賃借、受贈等の形態を含む。

※2 「新規契約」の条件には、新規契約のうちMNP制度により他の事業者から移行して行うものに限定する場合を含み、対象範囲を著しく制限していないプラン変更も対象とする場合は含まない。

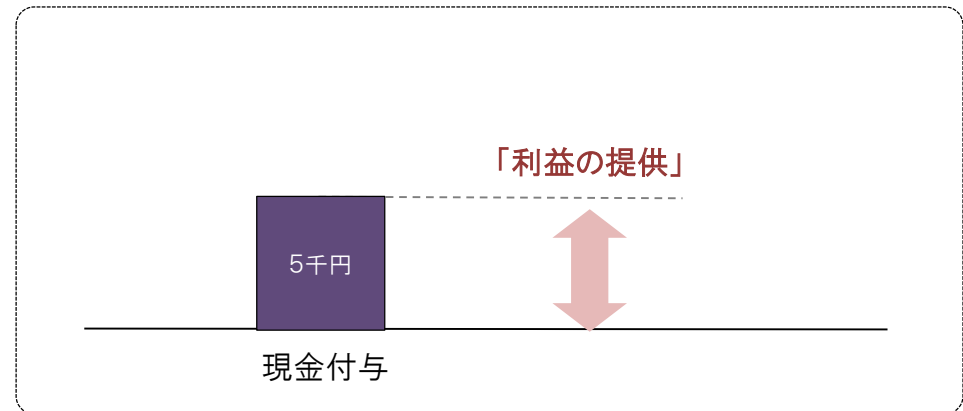
※3 条件を満たす契約が複数締結されることを条件として一の利益の提供が行われる場合において当該利益の提供が物品の供与など分割できないものであるときは、条件を満たす契約の数で按分して得た額により判断する。

- 端末代金の値引き等の「利益の提供」とは、端末代金の値引きのほか、金銭、ポイント等の付与、その他様々な形態の経済的利益が該当する。

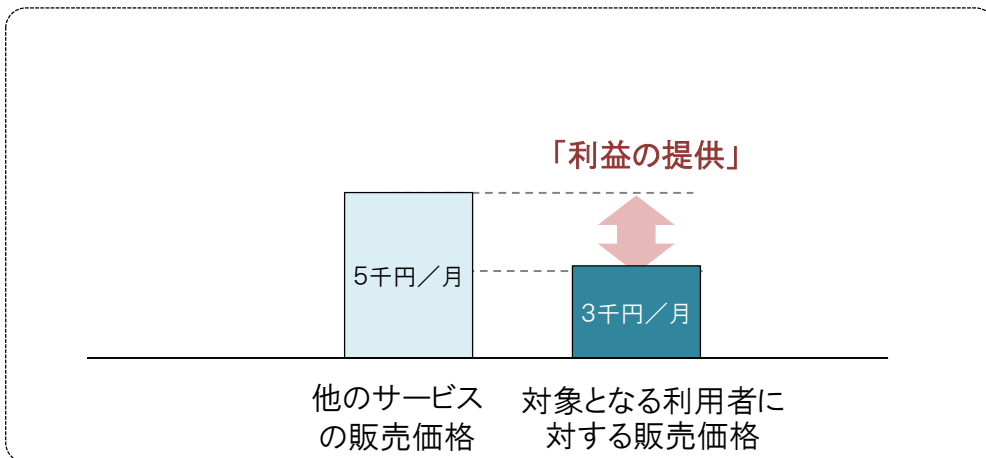
① 端末代金の値引き



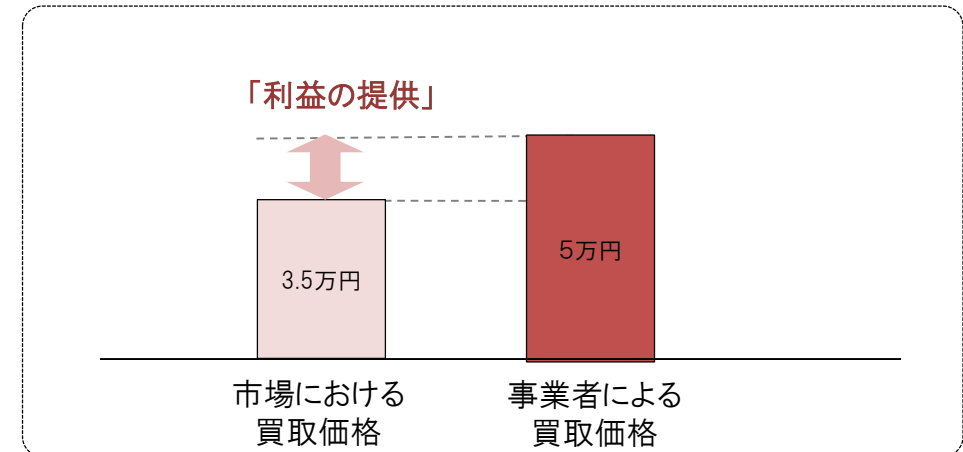
② 金銭、ポイント、商品券等の経済的な利益の付与



③ 他の役務・他の財の割引又は無償提供



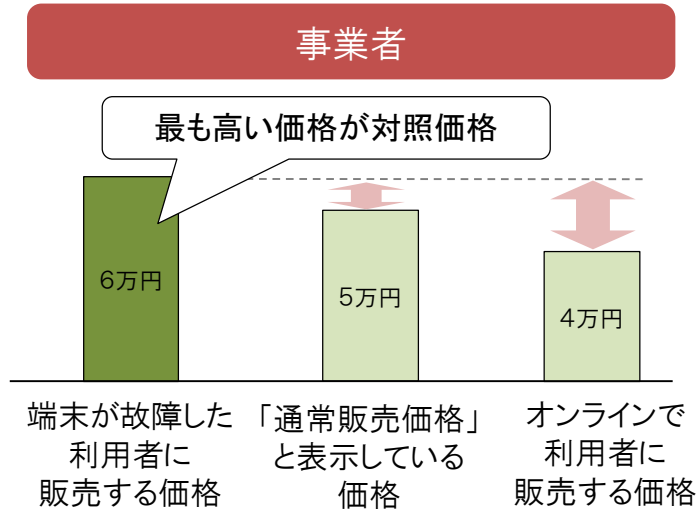
④ 市場価格を超える額での買取り



- 端末代金の値引き等の額の判断は、事業者、代理店等の販売主体の別に、同一機種の端末について定めている価格の数によって、それぞれ定める価格(対照価格)により行う。

(同一機種の端末について定めている価格の数)

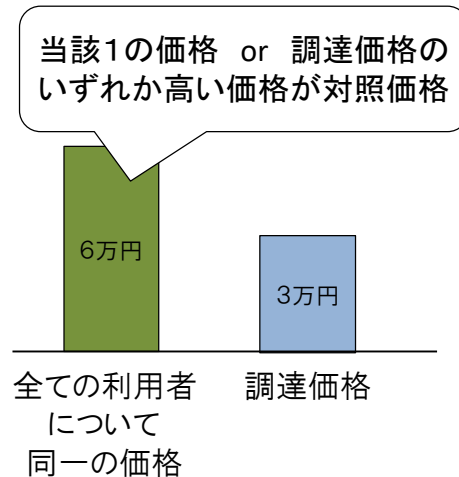
複数の価格



代理店

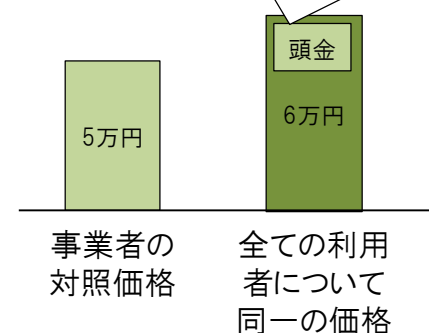
最も高い価格が対照価格

1の価格



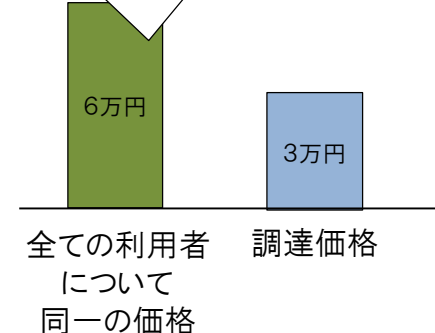
事業者から調達した端末

事業者の対照価格 or 当該1の価格のいずれか高い価格が対照価格



事業者以外から調達した価格

当該1の価格 or 調達価格のいずれか高い価格が対照価格



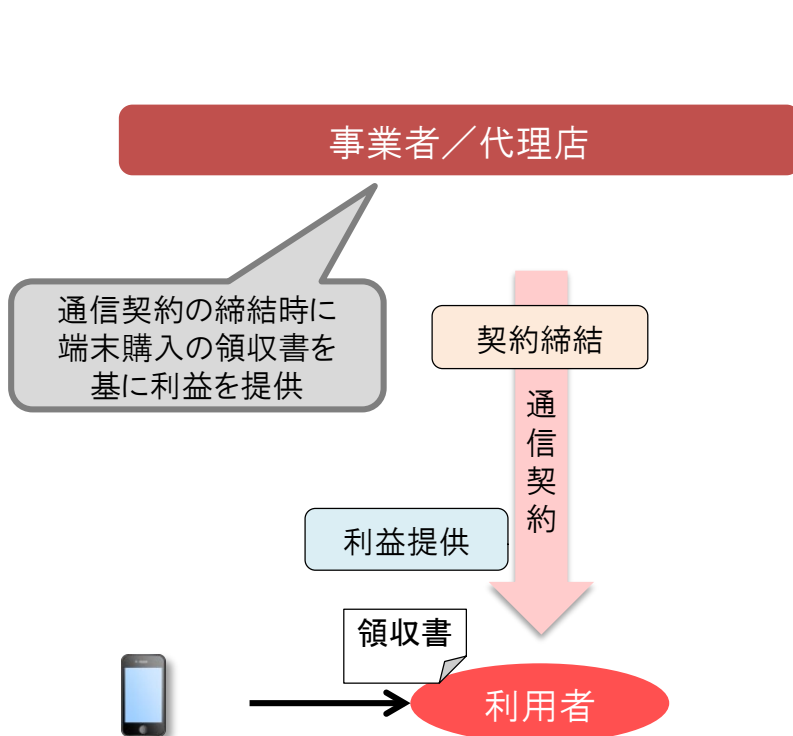
※ 販売等の直前に新品を開封する等により形式的な中古端末は新品として扱う。

※ 中古端末は、同一の端末について、同等の状態であるものについて複数の価格があるか、1の価格のみかにより判断する。

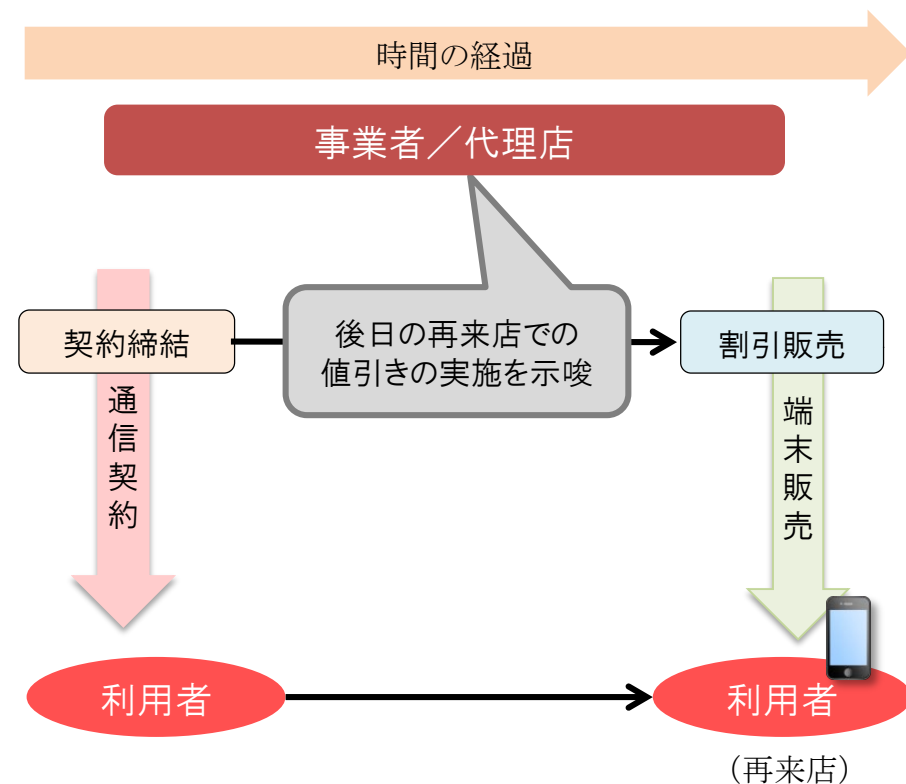
- 「端末の販売等に際し」は、「端末の販売等の契約」の時点と、「利益の提供を約し、約させる」時点が完全に同一である必要はない。

「端末の販売等に際し」に当たる例

- 既に端末を購入した利用者に対して、領収書を基に利益の提供をする行為は、「端末の販売等に際し」「約する」に当たる。



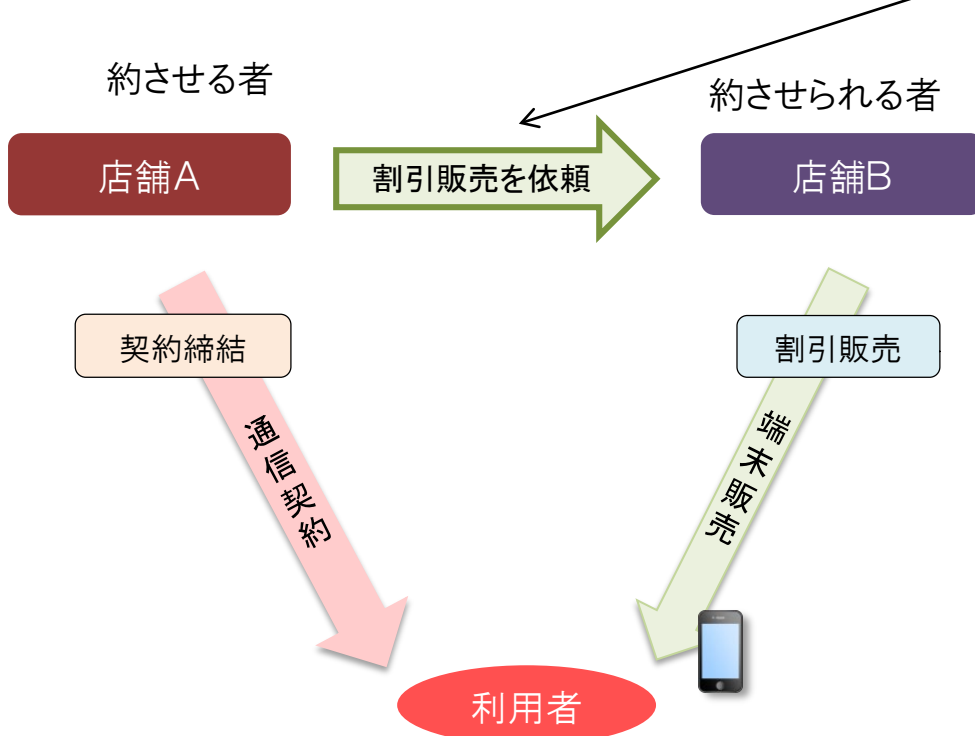
- 通信契約締結後に、後日の再来店で端末の値引きの実施を示唆し、値引きを行う場合は、「端末の販売等に際し」「約する」に当たる。



- 「利益の提供を約させる」とは、規律の対象となる事業者又は代理店が、他者に対して、利益の提供を約する行為を「させる」ことをいう。

「利益の提供を約させる」に当たる例

- 通信契約を締結する店舗と、端末の販売等をする店舗が別々であっても、前者が後者に端末の割引販売を依頼している場合には、前者は後者に「約させる」に当たる。



・ 「約させる」に当たるか否かは、個々の事例ごとに、原資の拠出元、施策の企画主体、施策の適用条件、その他の事情を勘案して判断される。

※ 原資の拠出・企画が事業者／代理店である場合は、「約させる」に当たる可能性が高い。

原資の拠出・企画がメーカ等である場合で、加入者を事業者の利用者に限らないオープンなポイント制度等を活用して、ポイントを付与する場合は、「約させる」に当たらない。

・ 約させられる者は、子会社、関連会社等に限られるものではなく、制限はない。

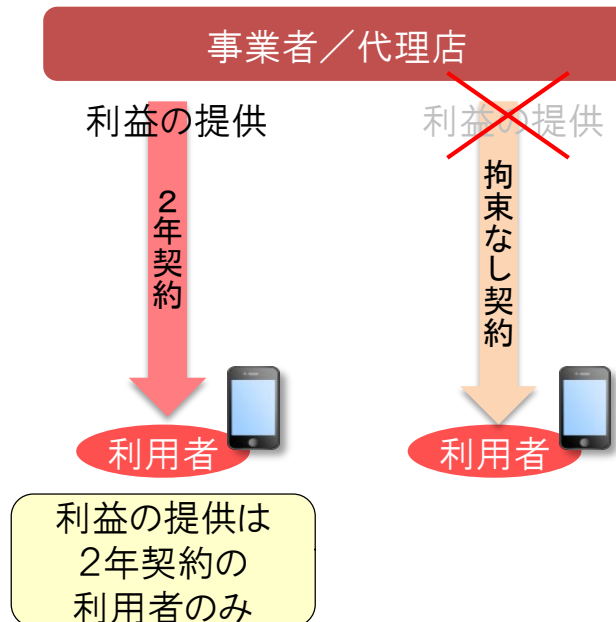
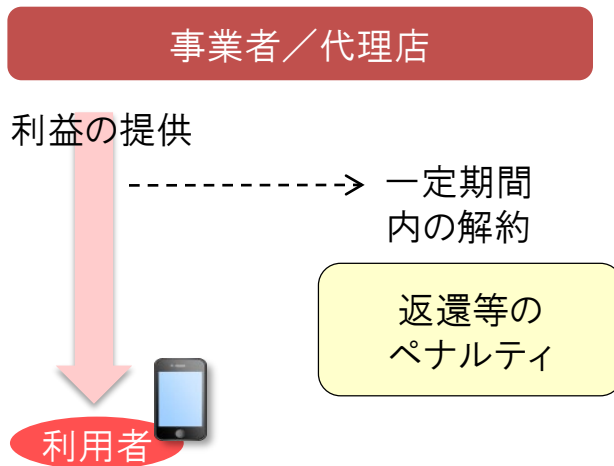
・ 約させられた者が、事業者又は代理店である場合には、当該者も法律に違反することとなる。

- 「通信役務の継続利用」「通信役務の利用」の条件は、これらを直接的に求めることのほか、**実質的に求めることも含む。**

実質的に「通信役務の継続利用」を求める例

「通信契約の継続利用」に当たる

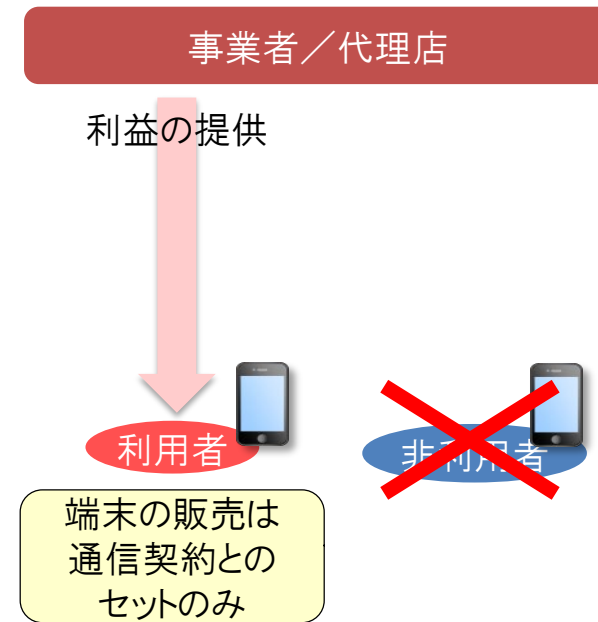
- ・ 通信契約と端末のセット販売において、
- ・ 値引きについて、
- ・ 一定期間内に通信契約を解約した場合に返還を求めるケース



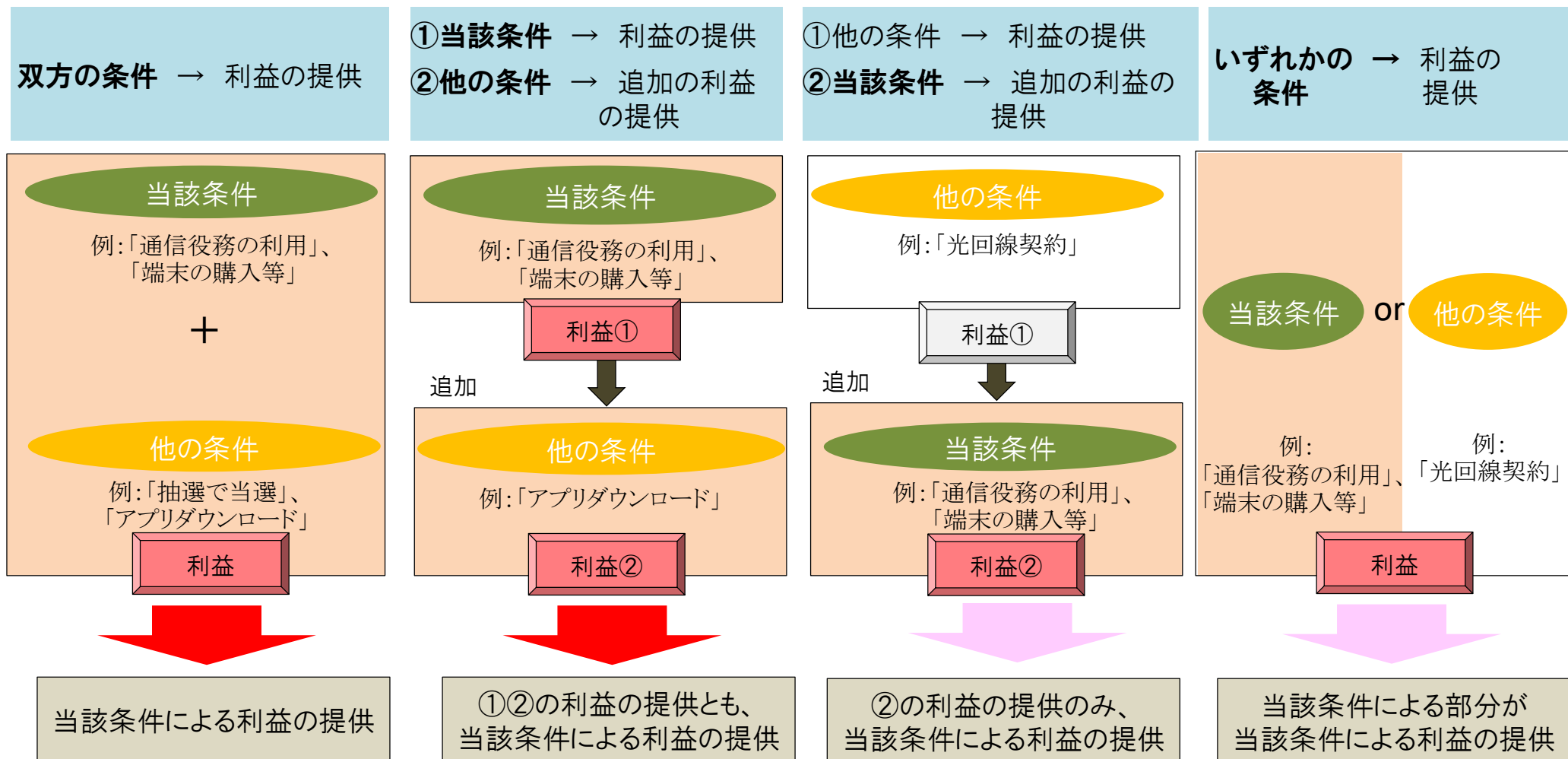
実質的に「通信役務の利用」を求める例

「通信契約の利用」に当たる

- ・ 値引きした端末を
- ・ 通信契約とのセットでしか販売しないケース



- 端末代金の値引き等の規律の「条件」(「通信役務の(継続)利用」「端末の購入等」「新規契約」)と他の条件を組み合わせて行う利益の提供は、その組合せの態様によって扱いが異なる。



□ 「端末の販売に際しての通信役務の利用者に対する利益の提供」であっても、

- ① 端末を購入しない・通信役務の利用者に対しても、同じ利益の提供をする場合
- ② 端末を購入する・通信役務の利用者でない者に対しても、同じ利益の提供をする場合

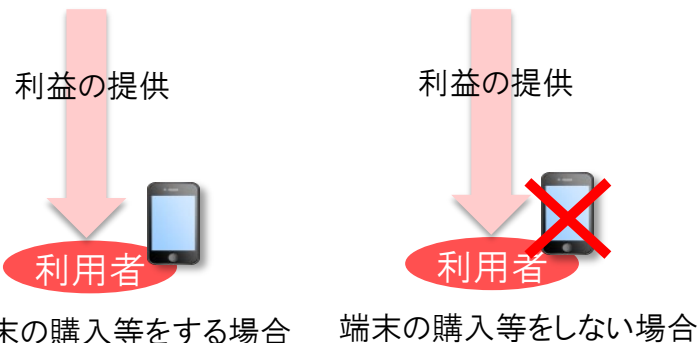
は、「通信役務の継続利用・利用」「端末の購入等」を条件とする利益の提供には当たらず、規律の対象外となる。

① 端末購入をしない利用者にも
利益の提供をする場合

② 端末を購入する利用者以外の者にも
利益の提供をする場合

「端末の購入等」の条件に当たらない

事業者／代理店

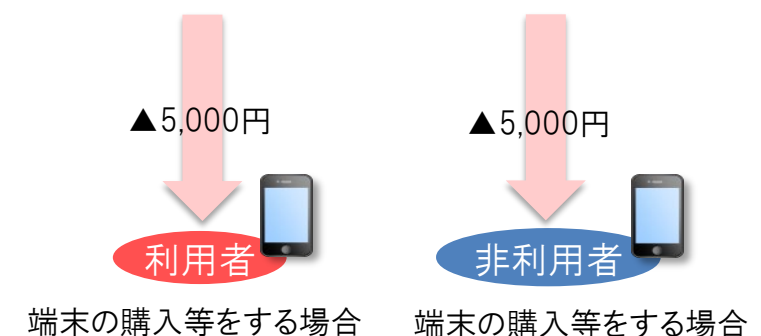


[例] 既存の利用者を含め、手続をした**利用者全員に同額のポイント付与**

※ 利益の提供の条件が「端末の購入等」の条件に当たらない場合であっても、「新規契約」を条件とする利益の提供に当たる場合には規律の対象となる。

「通信役務の利用」の条件に当たらない

事業者／代理店



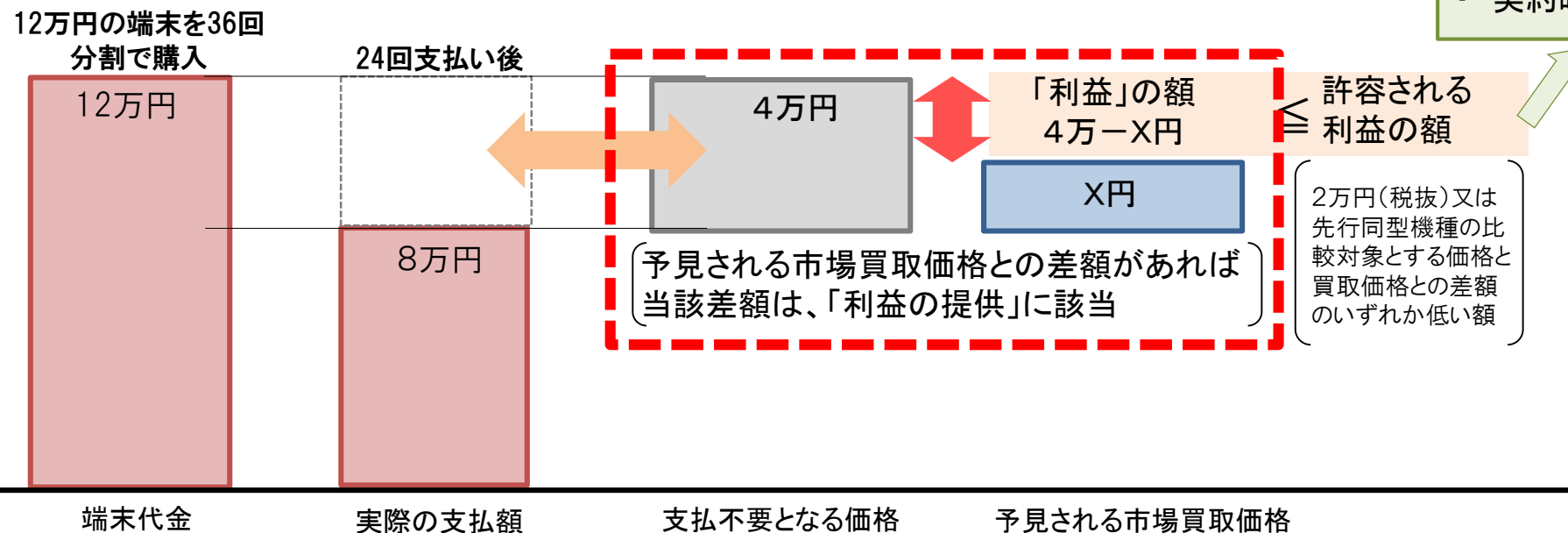
[例] 利用者以外の者にも端末を販売(単体販売)し、**利用者か否かを問わず端末購入者全員に同額の端末代金の値引き**

[例] 機種変更をする利用者に特定のアプリケーションをダウンロードすることを条件に端末を贈与しながら、**利用者以外の者にも同一の条件で端末を贈与**

- 将来時点でしか金額が確定しない「利益」を提供する場合には、予見される市場買取価格について合理的な見込みがあるときに、総務省に対し一定の手続を経ることで、当該利益の金額を事前に確定することができる。

【具体例】

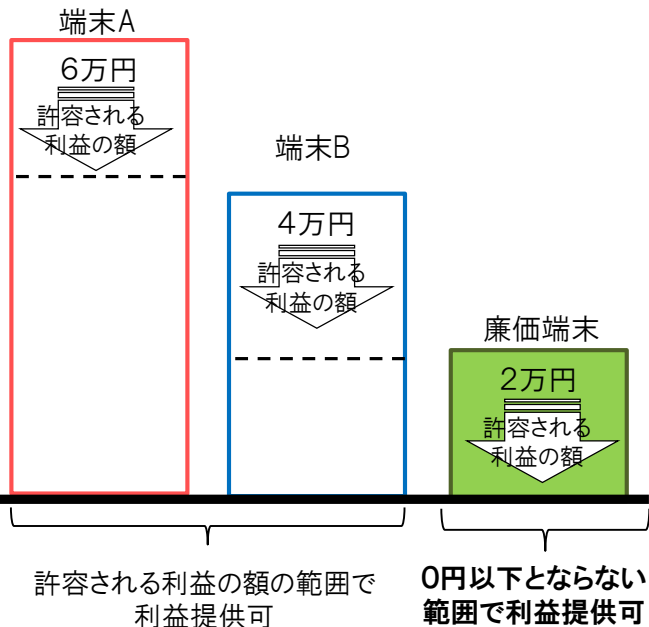
- ・ 12万円の端末を36回分割で購入し、
- ・ 24回(計8万円)支払い後に、端末を予定買取価格(4万円)で買い取り、
- ・ 残債(4万円)と相殺する場合



※ 「将来時点でしか金額が確定しない「利益」の提供」とは、将来時点において現時点で設定した予定買取価格で端末を買い取り、端末の割賦残債と相殺する施策に対応した施策を想定。

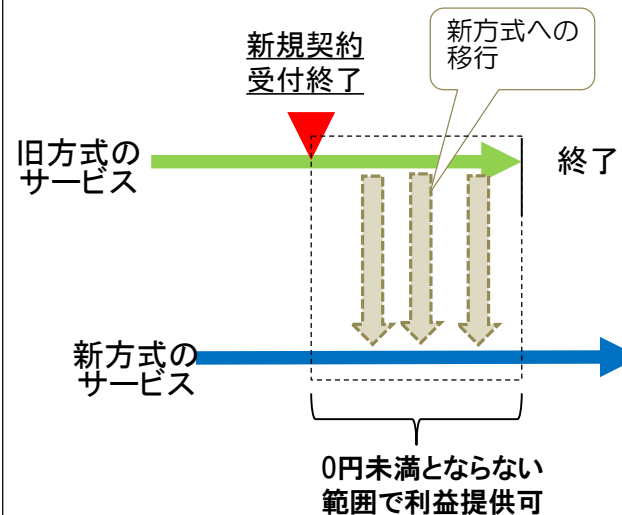
- 端末代金の値引き等の規律について、「廉価端末」「通信方式変更／周波数移行に対応するための端末」「在庫端末」は、通信役務の利用を求めるものの例外となる。

廉価端末



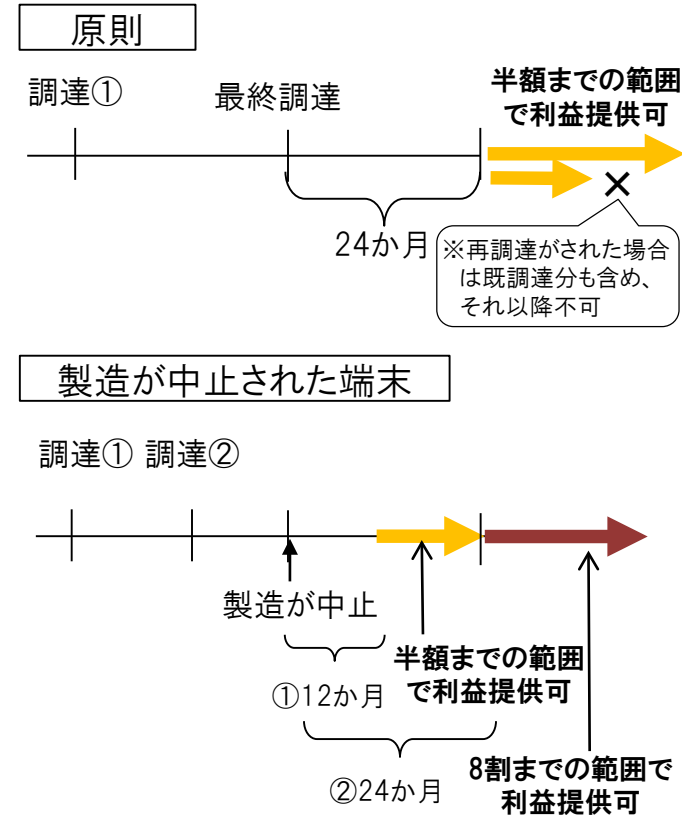
※ 廉価端末は、2万円(税抜)以下の端末。

通信方式変更／周波数移行に対応するための端末



※ 新規契約の受付終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行(例:3Gから4等への移行)するために購入する端末(周波数移行における場合のものも同様。)

不良在庫端末



- 端末の販売等に際するものでなくても、新規契約を条件とする利益の提供は規律の対象となる。

通信料金の割引

- 通信料金の割引は、法第29条第1項第5号に違反し、業務改善命令の可能性。

事業者

【条件】新規契約(MNP含む)

(新規)

法第29条第1項
第5号違反

代理店

利用者

端末の購入等をしない場合



端末代金の値引き等

- 継続利用を求める場合の一律の利益の提供、又は利用を求める場合の2万円超の利益の提供は、法第29条第1項第12号に違反し、業務改善命令の可能性。

事業者

【条件】新規契約(MNP含む)

(新規)

法第29条第1項第12号違反※

- ・ 継続利用： 一律
- ・ 利用： 2万円超

※ 代理店における事務処理に対応した対価であって販売等を奨励する性質のものは、含まない。

別途の端末の購入に際して代金の値引き等を示唆する行為は、「端末の代金等の値引き等の規律」の対象。

法第29条第1項第12号違反

- ・ 継続利用： 一律
- ・ 利用： 2万円超

代理店

利用者

端末の購入等をしない場合



※ 当該事業者のプラン変更も対象とする場合には許容される。

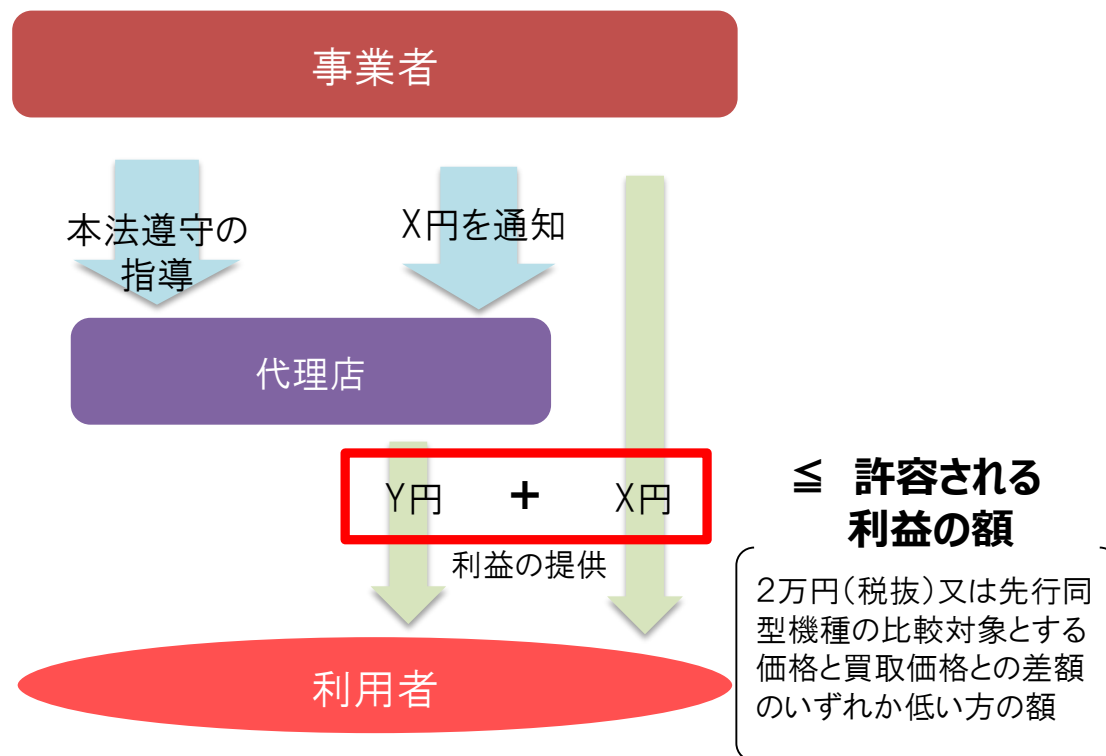
- 特定の利用者に対して事業者と代理店がそれぞれ利益の提供を行う場合、事業者と代理店の利益提供額の合計が、許容される利益の上限を上回ってはならない。

- 事業者と代理店による利益の提供を合計したものが、許容される利益の上限を超えることを禁止することで、事業者が直接利用者に端末を販売するか代理店を経由して販売するかで利益の提供の上限に差が出ないようにする。

- 事業者は、委託先の代理店が上限を上回る利益の提供を行わないように指導する義務。

具体的な措置としては、次のようなものが考えられる。

- ① 規定の趣旨、規定の内容についての十分な情報提供
- ② 代理店における本法を遵守するための一般的な管理体制の構築の指導の徹底、管理体制の構築の確認
- ③ 自らが行う利益の提供の額、利益の提供の上限と自らが行う利益の提供の額(代理店が任意に設定できる利益の提供額の上限)の代理店への通知



- 事業者Aは、端末を製造業者から調達し、自らの店舗（オンライン・直営店）で販売するとともに、代理店に卸している。
- 代理店Xは、複数店舗（10店舗）を運営している。その他に、事業者Bのサービスを取り扱っている店舗（1店舗）も運営している。

I 事業者Aは、製造業者から、端末500万台を5万円で調達。代理店Xは、事業者Aから、その端末1万台を7万円で仕入れ。

事業者A		代理店X	
1	① 発売開始にあたり、オンライン・直営店で7万円で販売 ⇒ 対照価格は、7万円 （← 一の価格と調達価格の高い価格） ※ 利益の提供額は、0円	a	・ 全10店舗で7万円（事業者と同一価格）で販売 ⇒ 対照価格は、7万円 （← 一の価格と事業者の対照価格の高い価格） ※ 全10店舗の利益の提供額は、0円
		b	・ 6店舗で7万円で、4店舗で8万円で販売 ⇒ 対照価格は、8万円 （← 法人全体でみて複数の価格のいずれか高い価格） ※ 6店舗の利益の提供額は1万円、4店舗の利益の提供額は0円
		c	・ bの場合に、4店舗のうち1店舗で、頭金1万5千円を上乗せ ⇒ 対照価格は、9万5千円 （← 頭金も価格に含まれる） ※ 6店舗の利益の提供額は2万5千円（NG）、3店舗の利益の提供額は1万5千円、頭金を設定した1店舗の利益の提供額は0円
		d	・ bの場合に、同じ端末を事業者Bから5万円で調達し、6万円で販売 （事業者Bは、4万円で調達し、自らの店舗では5万円で販売） ⇒ 事業者Aからの調達端末の対照価格は8万円、事業者Bからの調達端末の対照価格は6万円 （← 調達先の事業者ごとに判断する） ※ 6店舗の利益の提供額は1万円、他店舗（4店舗+1店舗）の利益の提供額は0円

事業者A	代理店X
② 発売開始から3ヶ月後に価格を改定し、オンライン・直営店で8万円に値上げ ⇒ 対照価格は、8万円(一の価格と調達価格の高い価格) ※ 利益の提供額は、0円	e ・ aの価格を継続(全10店舗で7万円で販売) ⇒ 対照価格は、8万円 (← 7万円から改定されることとなる) ※ 全10店舗の利益の提供額は、1万円
	f ・ eの場合に、うち1店舗で2万円の商品券を付与 ⇒ 対照価格は、8万円 (← 不変) ※ 9店舗の利益の提供額は1万円、1店舗の利益の提供額は3万円(NG)
	g ・ eの場合に、うち1店舗で価格を改定して5万円で販売 ⇒ 対照価格は、7万円 (← 法人全体でみて複数の価格のいずれか高い価格となる) ※ 9店舗の利益の提供額は0円、1店舗の利益の提供額は2万円
	h ・ 発売開始から6ヶ月後に全10店舗で価格を改定し、6万円で販売 ⇒ 対照価格は、8万円(← 一の価格と事業者の対照価格の高い価格) ※ 全10店舗の利益の提供額は、2万円
③ 発売開始から9ヶ月後にさらに価格を改定し、オンライン・直営店で4万円で販売 ⇒ 対照価格は、5万円(一の価格と調達価格の高い価格) ※ 利益の提供額は、1万円	i ・ eの価格を継続しつつ(全10店舗で7万円で販売)、5千円の独自キャッシュバックを実施 ⇒ 対照価格は、7万円 (← 8万円から改定されることとなる) ※ 全10店舗の利益の提供額は、5千円
	j ・ 全10店舗で価格を改定し、4万円(事業者と同一価格)で販売、うち2店舗でさらに2万円の独自キャッシュバックを実施 ⇒ 対照価格は、5万円 (← 一の価格と事業者の対照価格の高い価格) ※ 8店舗の利益の提供額は1万円、2店舗の利益の提供額3万円(NG)

事業者A		代理店X	
2	① オンラインでは6万円、直営店では7万円で販売 ⇒ 対照価格は、7万円 (← 複数の価格のうち高い価格) ※ オンラインの利益の提供額は1万円、直営店の利益の提供額は0円	k	・ 全10店舗で8万円で販売 ⇒ 対照価格は、8万円 (← 一の価格と事業者の対照価格の高い価格) ※ 全10店舗での利益の提供額は、0円
		l	・ kの場合に、全10店舗で週末限定で5万円で販売 ⇒ 対照価格は、8万円 (← 一時的な価格の場合には、通常の価格を含めた複数の価格のうち高い価格) ※ 利益の提供額は、3万円(NG)
	② 代理店で当該端末を購入する場合に、代理店を通じ、5千円のキャッシュバックを付与 ※ (代理店で販売する場合の事業者Aの)利益の提供額は、5千円	m	・ ②の場合に、kを継続しつつ(全10店舗で8万円で販売)、3店舗で2万円の独自キャッシュバック ※ 当該3店舗での利益の提供額は合計2.5万円(NG)、他の7店舗での利益の提供額は5千円

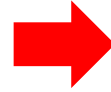
Ⅱ 事業者Aは、I で5万円で調達した端末について100万台の在庫がある中で、製造業者から、同じ端末300万台を3万円で追加調達。代理店Xは、5千台の在庫がある中で、事業者Aから、1千台を3万円で追加で仕入れ。

事業者A		代理店X	
3	・ 調達価格の改定を行った上で価格を改定し、オンライン・直営店で4万円で販売 ⇒ 調達価格は、3万5千円(加重平均) (← (100万台 × 5万円 + 300万台 × 3万円) / 400万台) ⇒ 対照価格は、4万円 ※ 利益の提供額は、0円	n	・ 全10店舗で3万円で販売 ⇒ 対照価格は、4万円 (← 事業者Aからの調達価格の引下げにかかわらず、一の価格と事業者の対照価格の高い価格) ※ 全10店舗での利益の提供額は、1万円

不当な囲い込みの禁止

契約期間

- ・ 契約期間の上限



2年(違約金の定めがない場合を除く)
【法第27条の3第2項第2号、施行規則第22条の2の17第1号】

違約金等の額

- ・ 違約金等の額の上限



1,000円(税抜)
【法第27条の3第2項第2号、施行規則第22条の2の17第4号】

期間拘束の有無による料金差

- ・ 期間拘束の有無による料金差の上限等



170円(税抜)/月
※ 期間拘束のない契約の提供:1年を超える又は更新可能な期間拘束契約を提供する場合、期間拘束のない契約も選択肢として提供しなければならない。
【法第27条の3第2項第2号、施行規則第22条の2の17第2号・第3号】

次の①～④のいずれかを満たさない更新を伴う契約を禁止

【法第27条の3第2項第2号、施行規則第22条の2の17第5号】

- ① 契約締結時において、契約期間満了時(更新後の契約期間満了時を含む。)に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択できること。
- ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一であること。
- ③ 契約期間満了時において、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択できること。
- ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも契約期間の満了月、その翌月及び翌々月の3か月間設けられていること。
※ 自動更新なしの場合は満了月の1か月のみ。

更新を伴う契約

- ・ 更新を伴う契約が満たすべき条件



継続利用割引

- ・ 継続割引等の利益の提供の上限



1か月分の料金(税抜)/年
【法第27条の3第2項第2号、施行規則第22条の2の17第6号】

- ❑ 違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額は、1,000円(税抜)を超えてはならない。

違約金等と特定経済的利益

■ 違約金等

契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として求める違約金その他の経済的な負担。

※ MNP手数料との関連での留意事項

MNP手数料に関し、合理的な理由なく契約の締結からの期間に応じて額を変えて設定している場合には最も低い額との差額が、合理的な理由なく高額に設定している場合には妥当な額との差額が、それぞれ違約金等となる。

■ 特定経済的利益

違約金等のために係る期間(違約金等に関する契約期間)内に契約の変更又は解除を行ったことを理由として受けることができないこととなる経済的利益。

■ 違約金等

この期間内に契約の変更又は解除を行ったことを理由として求める経済的負担。

負担

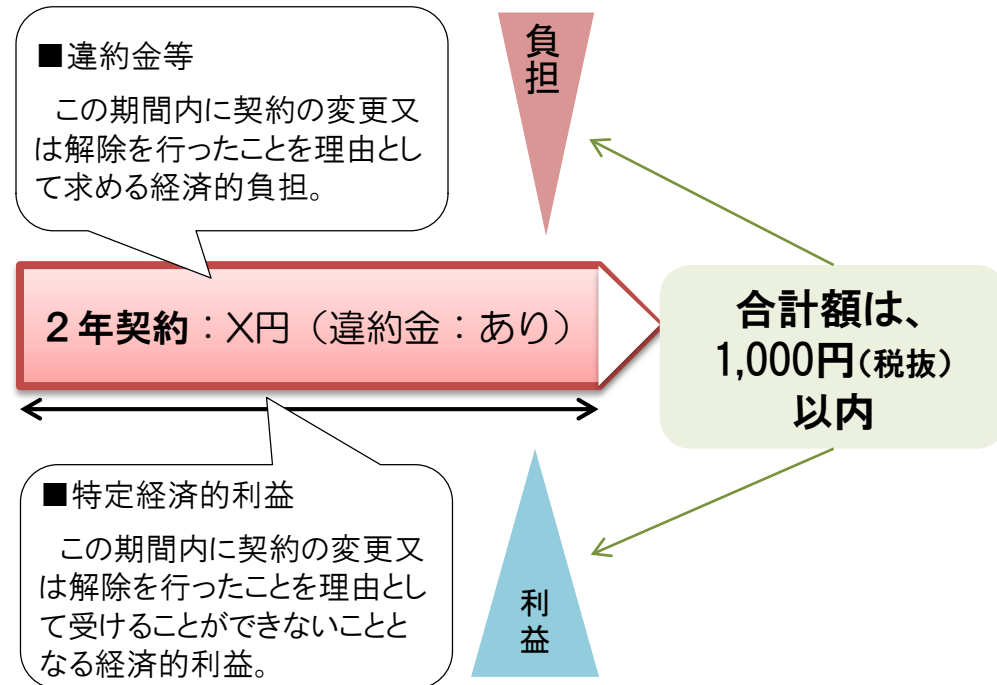
2年契約：X円（違約金：あり）

■ 特定経済的利益

この期間内に契約の変更又は解除を行ったことを理由として受けることができないこととなる経済的利益。

利益

合計額は、
1,000円(税抜)
以内



- 違約金等の定めがない契約は、違約金等の定めがある契約との間で、**違約金等及び特定経済的利益並びに料金以外の提供条件が違約金等の定めのある契約と同一であることを要する。**

違約金等の定めのない契約の内容

- 違約金等及び特定経済的利益並びに料金以外の提供条件が違約金等の定めのある契約と同一であることを要する。

提供を要する

提供を要する違約金等の定めがない契約

- 個々の料金プランに係る契約について提供を要する。

違約金等の定めがない契約を提供することを要する契約

- ・ 違約金等の定めに係る期間が1年を超える契約
- ・ 違約金等の定めのある契約に更新できる契約

【スマホ向け】
契約期間なし：X円（違約金：なし）

【タブレット向け】
契約期間なし：X円（違約金：なし）

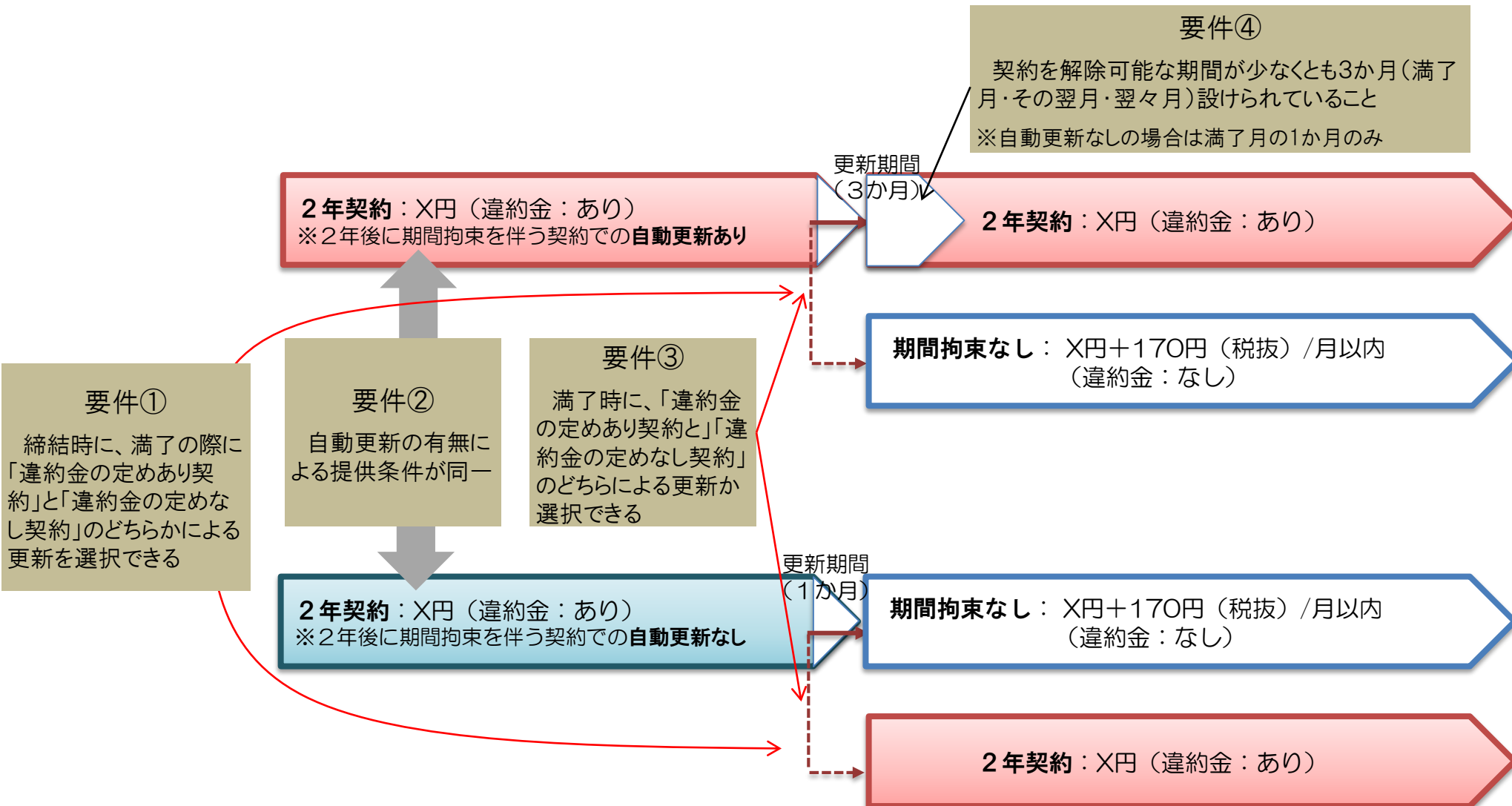
料金差は最大170円(税抜)/月

違約金等、料金以外の条件は同一

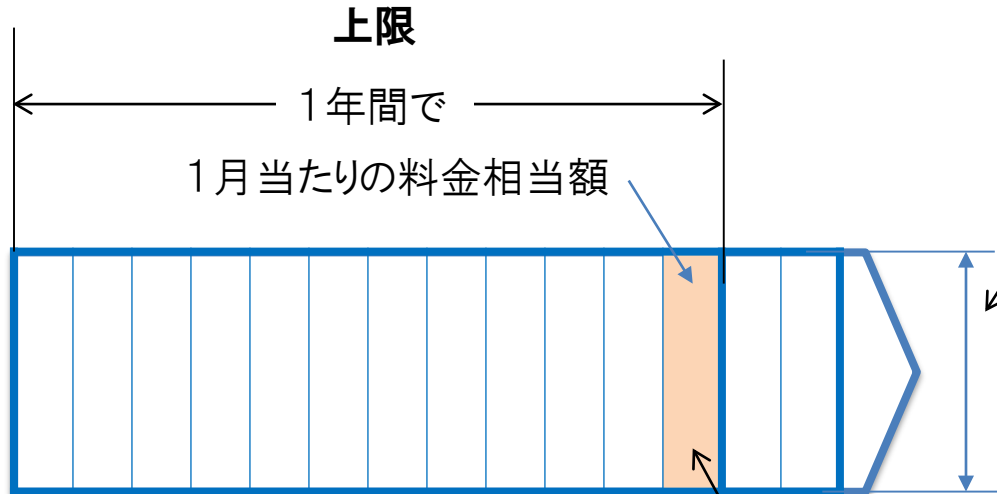
【スマホ向け】
2年契約：X円（違約金：あり）

【タブレット向け】
2年契約：X円（違約金：あり）

- 更新を伴う契約は、「違約金なく契約を解除可能な期間が少なくとも契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の3か月間設けられていること」などの要件を満たさなければならない。



- 継続利用割引等として規律の対象となる利益の提供は、移動電気通信役務の料金(付加的な機能の提供の料金を除く。)の減免その他これと同等の利益であり、その上限は1月当たりの料金／年。



- 1月当たりの料金は、次の基準により判断。

- ・ 対象は、割引を適用する前のもの。
- ・ 範囲は、各種オプションを含むもの。
- ・ 時期は、利益を提供した時点におけるもの。

※ 毎月利益を提供する場合には、1年分に換算して1月分に相当するか判断。

上限の対象のもの

- ・ 移動電気通信役務の料金のうち付加的な機能の料金以外のもの
例) 音声伝送やデータ伝送のための定額料金、従量料金などの料金、通話料が無料になるオプション、データ通信料を増やすオプション等
- ・ その他これと同等の利益(移動電気通信役務の料金の支払いに充てることができるものや一般的に流動性の高い決算手段として用いられているもの)
例) キャッシュバック、ポイントの付与

上限の対象外のもの

- ・ 移動電気通信役務の料金のうち付加的な機能の提供の料金(＝利用自体に必要な機能以外の機能に係る料金)
例) 留守番サービス、フィルタリングサービスなど
- ・ その他左以外のもの
例) 契約事務手数料の減免券の付与、ノベルティの配布など

※ 割引の適用条件について、継続利用の要件のほかに、他の要件が並列的に存在している場合のものは、当該他の要件が事実上意味のあるものであれば上限の対象外。

その他

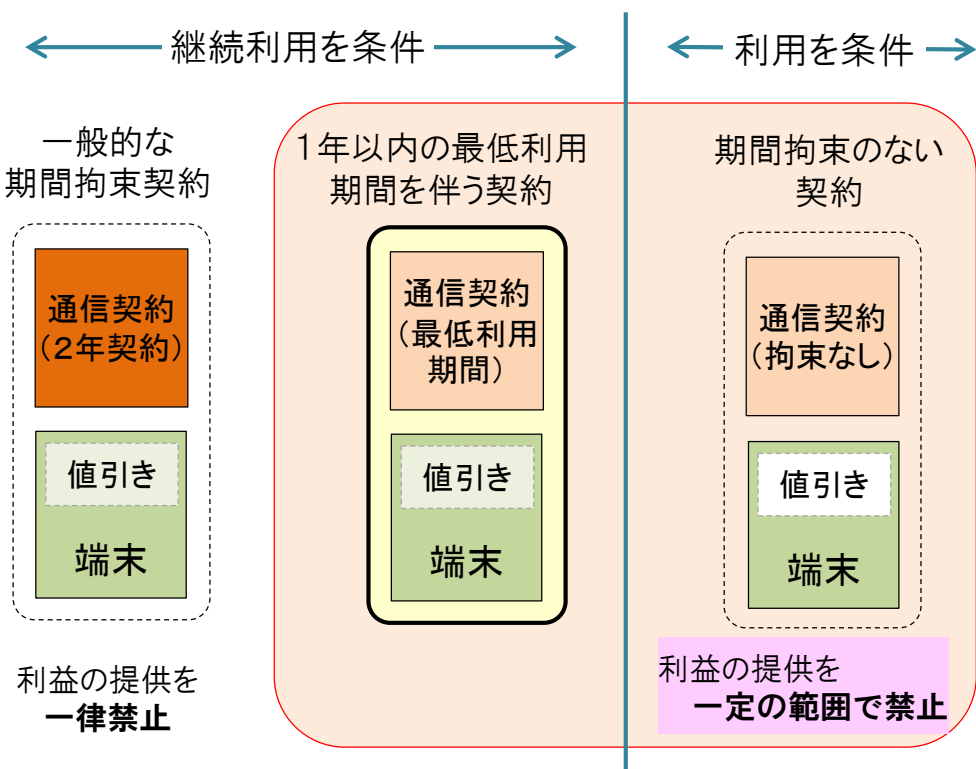
- **1年以内の最低利用期間を伴う契約**（解約に対して違約金が課される期間が一定の期間に限られる更新がない契約）については、「通信料金と端末代金の完全分離に関する措置」「不当な囲い込みの禁止」のそれぞれ一部について例外的な扱いをする。

完全分離・・・端末代金の値引き等の扱い

- 「通信役務の継続利用を求めるもの」ではなく、「通信役務の利用を求めるもの」と扱う。

不当な囲い込み・・・違約金の定めのない契約の提供

- **契約期間拘束なしのプランを提供する必要はない**とする。



1年の最低
利用期間

期間拘束なし
違約金なし

期間拘束なしプランの
提供は不要

期間拘束なし
違約金なし

(参考) 更新のある期間拘束契約
→ 対応した期間拘束なしのプランを提供する必要。

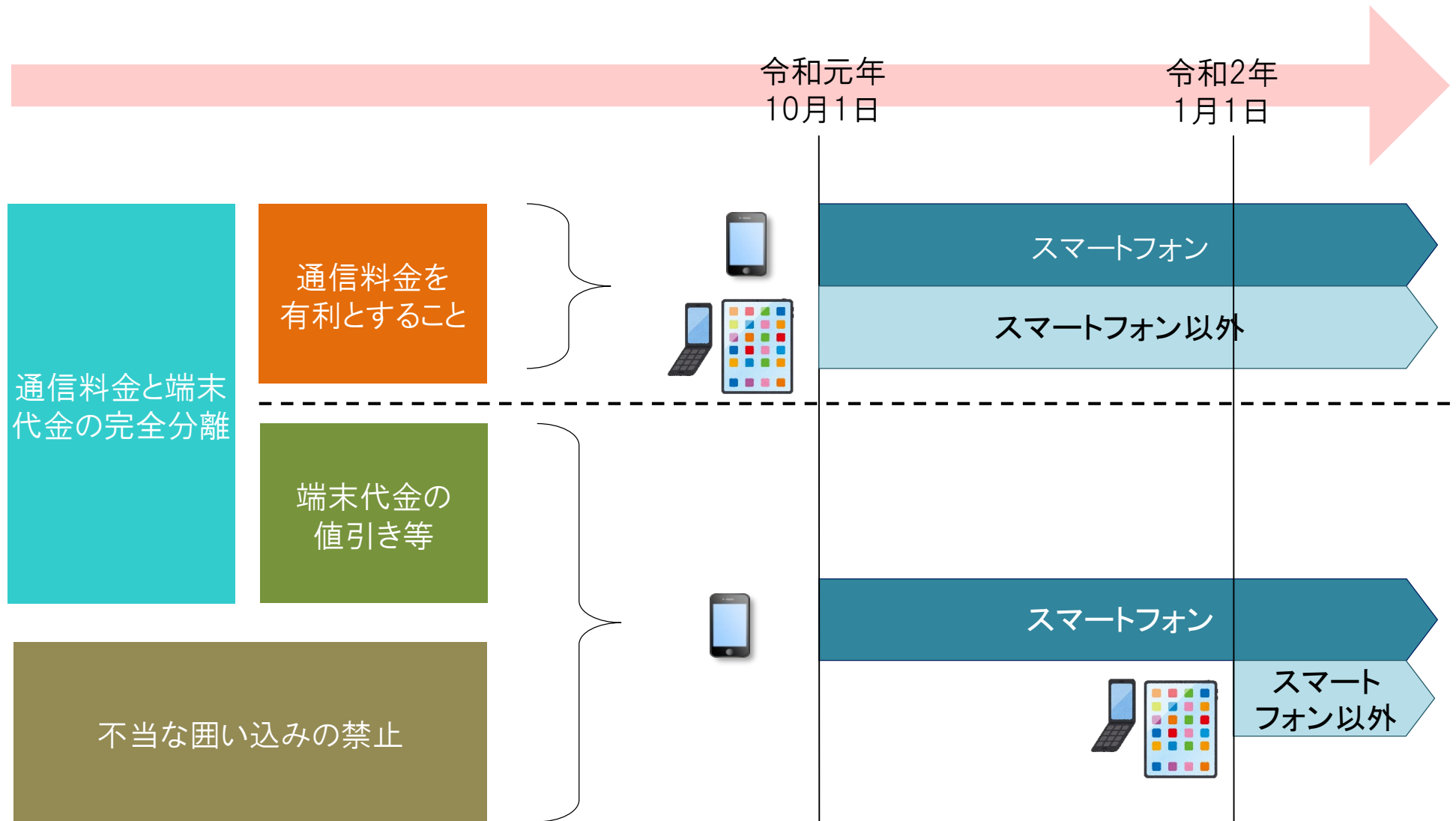
2年契約
違約金あり

2年契約
違約金あり

期間拘束なしプランの提
供が必要

期間拘束なし
違約金なし

- 改正法の規律は、**段階的に適用**する。

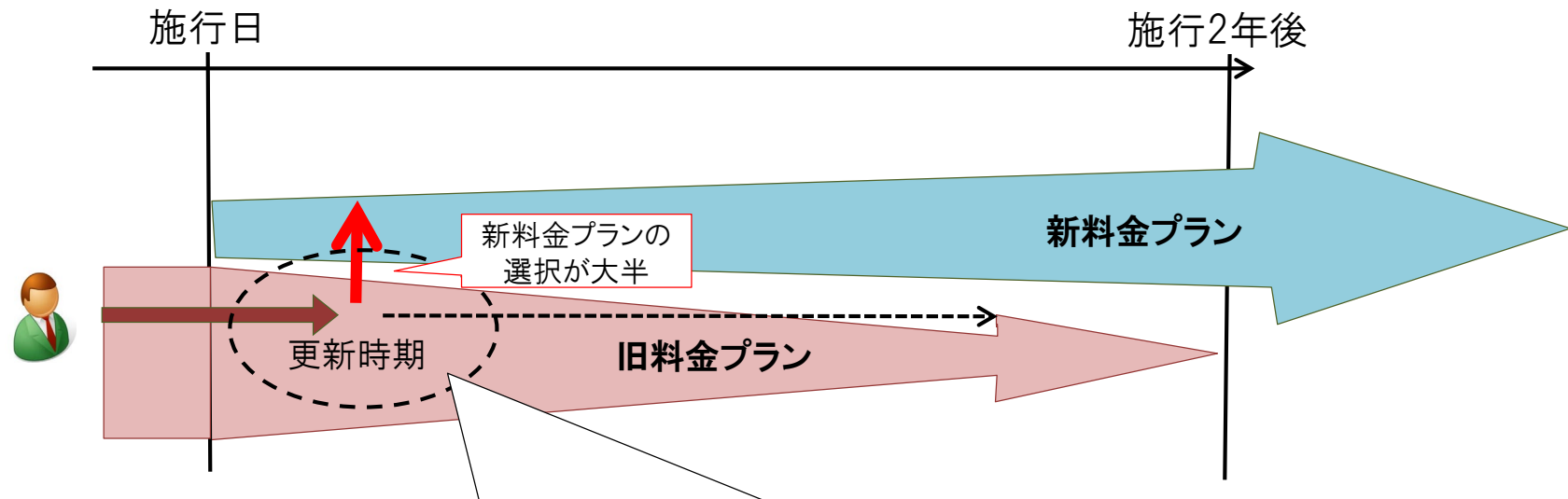


< 既往契約の扱い >

- 施行日前にした契約は、最初の「契約の更新」の際に、改正法に沿った料金プランに移行することが原則。
- 他方で、新料金プランへの移行が不利となるおそれのある例外的な利用者に対応するため、**例外的に施行日前にした契約について旧料金プランでの「契約の更新」を許容**する。

< 3Gサービスの扱い >

- **3Gサービス**については、行き過ぎた囲い込みの禁止に関して、**施行日時点の料金プラン・条件での新規受付を可能**とする。



- ・ 改正法に適合する料金プランへの移行で恩恵が受けられるにも関わらず、**旧料金プランで契約の更新をする利用者等が出ることがないよう、事業者・代理店は十分な周知を行うことが必要。**

参考

- ❑ **施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備等を実施するよう携帯電話事業者4社に要請(6月20日)。**
- 衆総・参総附帯決議:「改正法施行までの期間…改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業者に対して、必要な措置を講ずること」

要請の主な内容

1. 施行前に不適正な販売が行われないよう、**現行の規律(※)を遵守**すること
 - ※ 端末購入補助ガイドライン、景品表示法(広告適正化)
2. 施行前に改正法の趣旨に反する販売が行われないよう、**旧料金プランや販売手法等を整理・縮小**すること
 - ・ 料金プランや販売手法等の見直しを至急実施
 - ・ 改正法の趣旨に反するものは至急整理・縮小
3. 施行後に既存の利用者が恩恵を受けられるよう、**新プランへの移行の円滑化のための措置**を講ずること
 - ・ 既存の利用者が改正法の施行後に新料金プランへ円滑に移行できるように必要な措置
 - ・ 既存の利用者に対する料金プランの移行についての周知徹底
4. 改正法の円滑な施行のため、**体制の整備及びシステム面の準備**を行うこと
 - ・ 関係部署及び窓口の体制の充実・強化
 - ・ 改正法対応のための情報システム改修等を優先的に実施
5. 利用者によるニーズに応じたサービス選択を確保するため、**契約期間全体での総額表示の実現に向けた準備を進めること**
 - ・ 拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組の準備(法施行に併せて関係のガイドライン(消費者保護ガイドライン)を改正予定)
6. 代理店の届出制度を円滑に導入するため、**届出制度の導入に向けた代理店への周知・指導を実施**すること
 - ・ 代理店に対する届出の要請
 - ・ MVNOに対する届出制度の周知
7. 1～6の実施状況のフォローアップのため、**必要な事項の報告**を行うこと
 - ・ 講ずる措置や関係する契約数等の数値を月次で総務省へ報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

□ 改正法の施行に向けた準備等を加速させる取組を実施するよう携帯電話事業者4社に再度要請(9月6日)。

要請の主な内容

1. 適正な規律の遵守

- ・ 適正な店頭での広告表示の確保
 - ・ 改正法の施行までの適正な端末の販売の遵守の徹底
- ※ 景品表示法(広告適正化)、「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について(2019.6.25 消費者庁)」、端末購入補助ガイドライン

2. 改正法及び関係省令等の円滑な施行に向けた準備

- ・ 駆け込み契約、端末購入を煽るような不適切な広告の防止
- ・ 改正法に適合したプランの速やかな準備・公表、利用者への周知
- ・ 利用者を混乱させることながないよう、改正法施行前後での端末販売手法に関して利用者に適切に周知

3. 改正法の適正な運用のための代理店における適切な業務執行のための体制の整備

- ・ 改正法に適合する料金プランへの移行の促進、改正法の正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など販売店の管理体制の見直し
- ・ 販売中心の手数料体系の見直しに関し、方向性やスケジュールについて検討

4. 新料金プランへの利用者の円滑な移行に向けた取組

(1) 利用者の円滑な移行を促進するための計画の策定

- ・ 改正法に適合しない料金プランの契約数等を踏まえ、改正法に適合する料金プランへの移行を促進するため、具体的な施策(手法、範囲、実施時期等)を含む改正法に適合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定・実施

(2) 利用者の円滑な移行を阻害しない旧端末サポートプログラムの運用の実施

- ・ 旧端末購入サポートプログラムに係る機種変更の条件について、対象となる機種の範囲や変更後の端末の代金の支払い方法など利用者の事業者の選択を過度に抑制することとならないように留意

5. フォローアップのための報告及び公表

- ・ 講じる措置及び改正法に適合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定の上、総務省に報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

- 改正法の施行後、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」に基づき、**継続的に、必要なデータの収集等を行い、それを基にして評価・検証を行う。**
- **評価・検証の結果を踏まえ、措置の見直しの必要性を検討していく。**

定量的なデータ

- < 施行前 >
 - ・ 契約数の状況
- < 施行後 >
 - ・ 改正法に適合した料金プランの状況
 - ・ 契約数の状況
 - ・ ARPUの状況
 - ・ 端末販売台数の状況
 - ・ 端末代金の値引き等の状況
 - ・ 端末の平均利用期間の状況
 - ・ 既往契約の移行の状況 等

個別調査

- ・ 店頭における対応
- ・ 中古市場の状況 等

利用者アンケート

- ・ 意識の変化 等

事業者ヒアリング

- ・ 事業者、代理店、端末メーカー 等



評価・検証

- < 施行前 >
 - 駆け込みの状況
- < 施行後 >
 - 新法の遵守状況
 - 通信市場の状況
 - ・ 市場の動き
 - ・ 通信料金の動向 等
 - 端末市場の状況
 - ・ 市場の動き
 - ・ 端末販売の動向 等
 - 既往契約の移行の状況

- 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html
- 電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第79号)
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_seirei.html
- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html
- 電気通信事業法第27条の3第1項の移動電気通信役務を指定する件(令和元年総務省告示第166号)
- 電気通信事業法第27条の3第1項の電気通信事業者を指定する件(令和元年総務省告示第167号)
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_kokuji.html
- 電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方
 (令和元年8月23日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000579.html (別紙4)
- 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン(令和元年9月6日策定)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000584.html (別添1)
- 電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について(要請)(令和元年6月20日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000555.html
- 電気通信事業法の一部を改正する法律の円滑な施行に向けた取組について(要請)(令和元年9月6日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000587.html

○法	・電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
○改正法	・電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)
○施行日政令	・電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第79号)
○施行規則	・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)
○改正施行規則	・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)
○役務指定告示	・電気通信事業法第27条の3第1項の移動電気通信役務を指定する件(令和元年総務省告示第166号)
○事業者指定告示	・電気通信事業法第27条の3第1項の電気通信事業者を指定する件(令和元年総務省告示第167号)
○報告規則	・電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
○改正報告規則	・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第43号)
○運用ガイドライン	・電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン(令和元年9月6日策定)